

インドのMandatory CSR

関連法規と会計指針

赤塚尚之

Naoyuki Akatsuka

滋賀大学 経済学部 / 准教授

インドの2013年改正会社法（以下、「会社法」）第135条は、2014年4月1日以降、一定の要件を充足する会社に対し、直近の3会計年度に獲得した純利益額の平均の2%以上の額をCSR活動に支出することを義務づけている。このように法に即して実施するCSR活動は、自発的意思に即して実施するCSR活動（Voluntary CSR）との対比において、Mandatory CSRとよばれる。Mandatory CSRの有効性については、インド国内の上場公開会社を対象とした実証研究が、インド内外において蓄積されつつある。本稿は、2019年4月1日時点におけるインドのCSR関連法規と会計指針の内容を詳らかにすることを目的としている。

ここでまず、そのような作業に紙幅を割くことの意義を明確にしておく必要があろう。会社法第135条と「CSR方針に関する施行規則」（以下、「CSR規則」）は、施行後も改正や通達による明確化が繰り返し行われてきた。会社法に関連する諸委員会においては、改正提案が積極的に行われている（MCA, 2015, 2016a, and 2018）。そこで、関連法規については、常に最新の内容を把握しておく必要がある。また、例えば、会社法第135条にいう「純利益(net profit)」は、役員報酬の算定基礎とする純利益額を規定する第198条を準用して算定する。そして、この「純利益」は、いわゆるボトムラインではなく、税引前の営業利益に近い数値となる（BCCI 2018, p. 13）。さらに、CSR費用は、発生ベースではなく、支出ベースで損益計算書に

計上される。これに伴い、原則として、貸借対照表に未支出額に相当する負債(引当金)は計上されない。ほんの一例であるが、これらは、先入観が重大な誤解を生むことを示唆している。そこで、関連法規および会計指針の(最新の)内容を詳細に把握しておくことは、インドのMandatory CSR研究にとって不可欠なプロセスとなる¹⁾。

会計指針については、インド勅許会計士協会とインド原価会計士協会がそれぞれに公表した2つのGuidance Noteを取り上げる。インド勅許会計士協会のGuidance Note 34は、様々な局面におけるCSR支出の取扱いを明確にしている。CSR活動から生じた剰余(surplus)を内部留保し、その後それをCSR活動に確実に再投資するための会計処理を規定していることは、Guidance Note 34の特筆すべき特徴といってよい。また、インド原価会計士協会のGuidance Noteは、CSR活動が事業活動に該当しないことから、CSR費用を非原価項目として取り扱い、利益調整表に反映することを明確にしている。

さらに、本稿は、所得税法についても取り上げる。(法人)所得税の計算上、CSR支出の損金算入(事業所得からの控除)が認められるかが、Mandatory CSRのゆくえを左右する重要な要因となりうる。これについて、CSR活動は事業活動に該当しないことから、所得税法上、原則としてCSR支出の損金算入は認められない(法第37条第1項)ものの、損金算入する(項目によっては「加重控除」の対象となる)余地があることも指摘されている。

1) 先行研究と同様、本研究の究極的な目標も、インドのMandatory CSRの有効性の検証とそれに基づく政策提言である。

2) 別紙Ⅶについては、2.5.1を参照。

3) 会計年度(financial year)は、一部の例外を除き、原則として4月1日に開始し、3月31日に終了するよう統一されている(法第2条第41項)。

Ⅱ 会社法およびCSR規則

2.1 CSRの定義

CSR(Corporate Social Responsibility)とは、「会社法別紙(Annexure)Ⅶに列挙された諸活動に関連するプロジェクト、プログラム」または「会社法別紙Ⅶに列挙された諸活動を盛り込んだCSR方針に即して会社(取締役会)が選択した諸活動に関連するプロジェクト、プログラム」をいう²⁾。ただし、これらに限定されるわけではない(CSR規則第2条第1項(c))。

2.2 CSR委員会

2.2.1 CSR委員会の設置

一部の状況または会社を除き(2.10を参照)、直近の会計年度³⁾(要するに前年度)に次の3つの要件のいずれかを充たす会社は、CSR委員会(Corporate Social Responsibility Committee; CSR Committee)を設置する必要がある(法第135条第1項)。

- ・「純資産(net worth)」が50億ルピー以上
- ・「売上高(turnover)」が100億ルピー以上
- ・「純利益(net profit)」が5,000万ルピー以上

なお、ここにいう「会社(company)」とは、会社法(または1956年会社法)に基づき法人化された会社をいい(法第2条第20項)、(上場・非上場の)公開会社であるか非公開会社であるかを問わない⁴⁾。親会社(holding company)、子会

4) 公開会社(public company)とは、定められた最低払込資本金の要件を充足し、かつ、非公開会社に該当しない会社をいう(法第2条第71項)。また、非公開会社(private company)とは、定められた最低払込資本金の要件を充足し、かつ、定款に次の事項のすべてを記載している会社をいう(法第2条第68項)。

- ・株式の譲渡を制限していること。
- ・一人会社を除き、株主を200名以下に制限していること。
- ・証券(証券契約法第2条(h))の公募を禁じていること。

社⁵⁾、インド国内に支店またはプロジェクトオフィスを擁する外国会社⁶⁾も、ここにいう「会社」に該当する(CSR規則第3条第1項)。公益を目的とする会社(Companies with Charitable Objects)(法第8条)も、ここにいう「会社」に該当する(2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 9)。

また、前頁の要件にいう「純資産」とは、貸借対照表における払込資本、利益剰余金、株式プレミアム勘定、および当期純利益の合計(資産の再評価、減価償却の戻入れ、および合併によって生じた剰余金を除く)から、各種控除項目の合計を控除した額をいう(法第2条第57項⁷⁾)。「売上高」とは、財の販売または(および)用役の提供によって1会計年度に損益計算書に認識された収益の総額をいう(法第2条第91項⁸⁾)。「純利益」とは、会社法第198条に基づき算定された額(2.6.1を参照)をいう(法第135条Explanation)。

CSR委員会は、次に示す義務を負う(法第135条第3項)。

- ・ CSR方針を策定し、取締役会に具申する。

- ・ CSR方針に盛り込まれた諸活動によって生じる支出額を(取締役会に)具申する。
- ・ CSR方針を適宜モニタリングする。

また、CSR委員会は、CSRプロジェクト、プログラム、または活動の実施をモニタリングするための透明性が担保された体制を構築する必要がある(CSR規則第5条第2項)。

2.2.2 CSR委員会の人員

CSR委員会は、3名以上の取締役をもって構成し、かつ、そのうち少なくとも1名を独立取締役⁹⁾とする必要がある(法第135条第1項)。

ただし、取締役総数の3分の1以上を独立取締役とすることを求める会社法第149条第4項の適用を受けない上場公開会社以外の会社、つまり、非上場の公開会社および非公開会社のCSR委員会は、2名以上の取締役をもって構成すれば足りる(法第135条第1項但書)。また、非上場の公開会社のうち、独立取締役に登用する必要がない会

5) 親会社と子会社については、別個に要件の充足を判定する(2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 8)。つまり、親会社(子会社)が要件を充足するものの子会社(親会社)は要件を充足しない場合、親会社(子会社)はCSR委員会を設置する必要があるが、子会社(親会社)はCSR委員会を設置する必要はないということである。

6) 外国会社の取扱いについては、2.8を参照。

7) the aggregate value of the paid-up share capital and all reserves created out of the profits, securities premium account and debit or credit balance of profit and loss account, after deducting the aggregate value of the accumulated losses, deferred expenditure and miscellaneous expenditure not written off, as per the audited balance sheet, but does not include reserves created out of revaluation of assets, write-back of depreciation and amalgamation.

8) the gross amount of revenue recognised in the profit and loss account from the sale, supply, or distribution of goods or on account of services rendered, or both, by a company during a financial year.

9) 独立取締役(independent director)とは、代表取締役(managing director)、常勤取締役(whole-time director)、および指名取締役(nominee director)以外の取締役であり、本人および縁者に関する次の要件のすべてを充足する者をいう(法第149条第6項)。

(a) 高度の人格、相応の専門知識および経験を有すると取締役会が認める者であること。

(b) 本人が、

(i) 過去・現在において、当該会社、親会社、子会社、または関連会社のプロモーター(promotor)ではないこと。

(ii) 当該会社、親会社、子会社、または関連会社のプロモーターまたは取締役の縁者ではないこと。

(c) 本人が、直近の2会計年度または当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーターまたは取締役と、報酬以外の個人的な金銭関係または総所得の10%を超える取引がないこと。

(d) 縁者が、

(i) 直近の2会計年度または当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社の証券または持分を有していないこと。ただし、額面500万ルピーもしくは払込資本の2%を超えない範囲または別途定める範囲において、縁者は、当該会社、親会社、子会社、関連会社の証券または持分を保有することができる。

社¹⁰)は、CSR委員会を設置することを目的として新たに独立取締役を登用する必要はない(CSR規則第5条第1項(i))。取締役が2名しかいない非公開会社については¹¹)、CSR委員会はその2名の取締役をもって構成すれば足りる(CSR規則第5条第1項(ii))。

要するに、CSR委員会の設置について第135条の原則規定の適用対象となるのは、上場公開会社のみということになる¹²)。

2.3 取締役会

CSR委員会の設置を要する会社の取締役会は、次に示す義務を負う。

- ・会社法第134条第3項に基づき、取締役会報告書においてCSR委員会の人員を開示する(法第135条第2項)。
- ・CSR委員会からの具申(法第135条第3項(a))を受けてCSR方針を承認し、取締役会報告書においてその内容を開示する。ウェブサイトを有する会社については、ウェブサイト

(ii) 直近の2会計年度または当会計年度において、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーターまたは取締役から、別途定める限度額を超える借入れを行っていないこと。

(iii) 直近の2会計年度または当会計年度において、第三者による、当該会社、親会社、子会社、関連会社、それらのプロモーターまたは取締役からの借入れについて、別途定める限度額を超える保証または証券の差入れを行っていないこと。

(iv) その他、当該会社、親会社、子会社、関連会社と、その総売上高、総所得、または上記(i)(ii)(iii)の合計額の2%以上の金銭取引または金銭関係がないこと。

(e) (i) 直近の3会計年度において、本人が、当該会社、親会社、子会社、関連会社の主要経営責任者(Key Managerial Personnel)(法第2条第51項)または従業員ではないこと。また、縁者が、当該会社、親会社、子会社、関連会社の主要経営責任者ではないこと。

(ii) 直近の3会計年度において、本人および縁者が、当該会社、親会社、子会社、関連会社の監査法人の従業員・所有者・パートナー、会社秘書役(company secretary in practice)(会社法第2条第25項)、または原価監査人ではないこと。また、本人および縁者が、当該会社、親会社、子会社、関連会社と総売上高の10%以上の取引実

においても開示する(法第135条第4項(a)およびCSR規則第9条)。

- ・CSR方針に盛り込まれた諸活動が実施されることを確約する(法第135条第4項(b))。また、CSR方針に盛り込まれた諸活動が、会社法別紙Ⅶの枠内にあることを確約する(CSR規則第6条第1項第二但書)。
- ・各会計年度において、直近の3会計年度に獲得した「純利益」額の平均の2%以上の額を、CSR方針に即して会社がCSR活動に支出することを確約する(法第135条第5項)。「純利益」とは、会社法第198条に基づき算定された額をいう(2.6.1を参照)。なお、会社は、地方および自身が事業を営む地域における活動に対して優先的にCSR予算を割り当てることが求められる(法第135条第5項第一但書)。
- ・会社が直近の3会計年度に獲得した「純利益」額の平均の2%相当額の一部または全部をCSR活動に支出しなかった場合、取締役

績がある法律事務所またはコンサルティング会社の従業員、所有者、またはパートナーではないこと。

(iii) 本人と縁者と合わせて、当該会社の総議決権の2%以上の議決権を有していないこと。

(iv) 本人および縁者が、当該会社、当該会社のプロモーターまたは取締役、親会社、子会社、関連会社から25%以上の出資を受けたか、または当該会社の総議決権の2%以上の議決権を有する非営利組織のCEO(その他の呼称の役職を含む)ではないこと。

(f) その他、独立取締役としての適格性を有すること。

10 払込資本額1億ルーピー以上、売上高10億ルーピー以上、または負債総額5億ルーピー以上の公開会社は、2名以上の独立取締役を登用する必要がある(施行規則第11章(取締役の選任および資格に関する施行規則)第4条第1項)。いいかえれば、この要件を充足しない公開会社は、独立取締役を登用する必要はない。ただし、当該規定は、上場公開会社には適用されない(施行規則第11章第1項第四但書)。

11 非公開会社については、そもそも独立取締役を登用する必要はない。また、非公開会社の取締役人数は、2名以上15名以下とされている(法第149条第1項(a)(b))。

12 公開会社の取締役人数は、3名以上15名以下とされている(法第149条第1項(a)(b))。

会報告書においてその理由を説明する(法第135条第5項第二但書)。

2.4 CSR方針

CSR方針(CSR Policy)は、会社法別紙Ⅶに列挙された諸活動のうち会社が採用したもの(通常の事業活動を除く)と、それによって生じる支出と関連を有する(CSR規則第2条第1項(e))。

CSR方針には、次の事項を盛り込む(CSR規則第6条第1項)。

- ・会社法別紙Ⅶに基づき予定しているCSRプロジェクトまたはプログラムの一覧で、その実施方法および時期を明確にしたもの。
- ・CSRプロジェクトまたはプログラムをモニタリングするプロセス。

また、CSR方針は、CSR活動によって生じた「剰余(surplus)」¹³⁾が会社の「事業利益(business profit)」の構成要素ではないことを明確にする必要がある(CSR規則第6条第2項)。

2.5 CSR活動の範囲と実施

2.5.1 CSR活動の範囲

2.5.1.1 会社法別紙Ⅶ

会社法別紙Ⅶは、CSR方針に基づく活動に該当しうるものとして、次に示す11の諸活動を列挙している。

- (i) ① 飢餓・貧困・栄養失調の根絶、② 医療(予防医療を含む)・公衆衛生の向上(中央政府が設立したSwach Bharat Kosh¹⁴⁾への寄付を含む)、② 安全な飲料水の確保

- (ii) ① 子供、女性、高齢者、および障がい者に対する特別支援教育・職業訓練を含む教育水準の向上、② 生活水準向上プロジェクト
- (iii) ① 男女平等の促進、② 女性のエンパワメントの促進、③ 女性・孤児の宿泊施設の設立、④ 老人施設、デイケアセンターその他の高齢者施設の開設、⑤ 社会的・経済的弱者の不公平を軽減する手段の確立
- (iv) ① 環境サステナビリティ、② 生態系バランスの確保、③ 動植物保護、④ 動物福祉、⑤ アグロフォレストリー(agroforestry)、⑥ 天然資源保護、⑦ 土壌・大気・水質の保全(中央政府が設立したClean Ganda Fund¹⁵⁾への寄付を含む)
- (v) ① 国家遺産、芸術、文化の保護(歴史的建造物、遺跡、芸術作品の修復を含む)、② 公立図書館の開設、③ 伝統工芸の促進・発展
- (vi) 退役軍人、戦争未亡人とその扶養家族に対する給付
- (vii) 農村部のスポーツ、国家的スポーツ、パラリンピック・オリンピック競技の促進
- (viii) ① 首相国民救済基金(Prime Minister's National Relief Fund; PMNRF)¹⁶⁾、② 社会経済の発展、指定カースト・部族・下層階級・マイノリティ・女性の救済および福祉を目的として中央政府が設立したその他の基金への寄付
- (ix) 中央政府の認可を受けた研究機関に所在するテクノロジーインキュベーターへの寄付または資金提供
- (x) 農村開発プロジェクト
- (xi) スラム街¹⁷⁾の開発

13) ここにいう「剰余」は、CSR活動によって生じる収益額と支出(費用)額との差額をいう(Guidance Note 34, par. 15)。「剰余」が生じた場合の会計処理については、3.1.4を参照。

14) <http://sbkosh.gov.in/>

15) <http://mowr.gov.in/>

16) <https://www.pmnrf.gov.in/>

17) ここにいう「スラム街(slum area)」とは、当面有効な法に基づき中央政府または州政府等によってスラム街と認定された地域をいう(法別紙Ⅶ Explanation)。

18) 基金の登録を義務づけない州においては、所得税法に基づき登録された基金を含む(2014年6月18日付通達第21号(vii))。

19) ちなみに、Registered Societyのほとんどが、NGOに該

2.5.1.2 2014年6月18日付通達第21号

2014年6月18日付通達第21号 (MCA 2014a) は、会社法別紙Ⅶに列挙されたCSR活動の本質を捉えるべく、別紙Ⅶを柔軟に解釈するよう通達している (通達第21号 (i))。これにより、別紙Ⅶについては、例示列挙と解すべきとなる。そして、同通達は、次頁の表1に示すとおり、多様な事例が別紙ⅦにいうCSR活動に該当することを明確にしている。

2.5.1.3 CSR規則および2016年1月12日付通達第1号

CSR規則および2016年1月12日付通達第1号 (MCA 2016b, FAQ No. 7) は、CSR活動の範囲の詳細について、次のとおり規定・通達している。

- ・CSR活動は、CSR方針に即して実施する。通常の事業活動は、CSR活動に該当しない (CSR規則第4条第1項および第6条第1項第一但書ならびにFAQ No. 7)。
- ・当該会社の従業員とその家族のみが便益を享受するプロジェクト、プログラム、活動は、CSR活動に該当しない (CSR規則第4条第5項およびFAQ No. 7)。
- ・会社法第182条に基づく政党への直接または間接的な寄付は、CSR活動に該当しない (CSR規則第4条第7項およびFAQ No. 7)。
- ・マラソン大会、授賞式、寄付、広告、テレビ番組のスポンサー等、一度限りのイベントは、CSR活動に該当しない (FAQ No. 7)。
- ・インド国外において実施されるプログラムは、CSR活動に該当しない (FAQ No. 7)。

当する。

20 インドの損益計算書において、損益計算(税引前利益まで)は次のとおり段階的に行われる。

- ・総収益(営業収益+その他収益) - 総費用 = 異常損益、特別損益、および税引前利益 (profit before exceptional and extraordinary items and tax)
- ・異常損益、特別損益、および税引前利益 - 異常損益 =

2.5.2 CSR活動の実施

CSR規則は、CSR活動の実施の詳細について、次のとおり規定している。

- ・CSR活動は、自社または他社と共同で設立した公益を目的とする会社 (会社法第8条)、登録基金 (Registered Trust)、Registered Societyをつうじて実施することができる (CSR規則第4条第2項 (a))。また、CSR活動は、中央政府または州政府等が設立した公益を目的とする会社 (法第8条)、議会制定法 (Act of Parliament) または州法によって設立された登録基金¹⁸⁾、Registered Society その他の主体をつうじて実施することもできる (CSR規則第4条第2項 (b))。なお、公益を目的とする会社、登録基金、Registered Society¹⁹⁾ その他の主体は、過去3年間、同様のプログラムまたはプロジェクトに関する実績を有することが求められる (CSR規則第4条第2項但書)。
- ・CSR活動は、各社のCSR委員会が個々にCSRプロジェクト、プログラム、または活動を報告できることを条件として、他の会社と共同で実施することができる (CSR規則第4条第3項)。

2.6 CSR支出

2.6.1 会社法第135条にいう「純利益」の算定

会社法第135条にいう「純利益」は、役員報酬の算定基礎とする「純利益」額を規定する第198条を準用して算定する (法第135条Explanation)。第198条にいう「純利益」は、次々頁の表2に示すとおり、損益計算書²⁰⁾の税引前利益²¹⁾に第198条

特別損益および税引前利益 (profit before extraordinary items and tax)

- ・特別損益および税引前利益 - 特別損益 = 税引前利益 (profit before tax; PBT)

21 税引前利益を出発点とすることについては、Ernst & Young (2013, p. 6) を参照している。ちなみに、BCCI (2018, p. 13) は、税引後利益を出発点とする方法を示している。

表1 各種活動と別紙Ⅶとの関係

	事例	別紙Ⅶとの関係
1	交通安全の推進	
	・安全教育の推進	
	一般向け講習および道路使用全般の安全に関する広報活動	(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
	運転技能講習	(ii) について「職業訓練」に該当する。
	印刷物、音声・視覚メディアによる交通安全知識の普及活動	(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
・交通事故被害者に対する医療扶助および法的扶助を行うことを目的とした社会的事業プロジェクト	(i) について「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。	
2	身体障がい者に対する支援および補助器具の提供	(i) について「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。
3	ナーシクにおける、専ら地方農村に便益をもたらす応用研究訓練・イノベーションセンター (Applied Research Training and Innovation Centre) の設立	(ii) について「教育水準の向上」、「職業訓練」、(x) について「農村開発」に該当する。
	・農業経営者の持続可能な実務能力の養成	(ii) について「職業訓練」、「生活水準向上プロジェクト」に該当する。
	・農業労働者の能力の養成	(ii) について「職業訓練」に該当する。
	・個々の農作物の収穫に関する最適コスト条件を発見する研究、水資源管理に焦点を当てた持続可能な農業実務の研究	(iv) について「生態系バランスの確保」、「土壌・大気・水質の保全」に該当する。
・土壌保護の観点からの製品ライフサイクル分析	(iv) について「天然資源保護」、「土壌・大気・水質の保全」に該当する。	
4	消費者教育	(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
5	・「教育水準の向上」に寄与する、インド経営大学院アーメダバード校(IIMA)の校舎の保全および教室の改装のための寄付	(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
	・「国家遺産、芸術、文化の保護(歴史的建造物、遺跡、芸術作品の修復を含む)」に寄与する、IIMAの校舎の保全および教室の改装のための寄付	(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
6	科学技術局の認可を受けた非学術インキュベーター(Technopark Technology Business Incubator; T-TBI)	科学技術局からの認可を受ければ、(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
7	災害救助	
	・医療救護	(i) について「医療(予防医療を含む)の向上」に該当する。
	・食料援助	(i) について「飢餓・貧困・栄養失調の根絶」に該当する。
	・清浄水の供給	(i) について「安全な飲料水の確保」に該当する。
8	幹線道路周辺の交通事故における外傷治療	(i) について「医療」に該当する。
9	インド国内におけるすべての農村開発プロジェクト	(x) に該当する。
10	食料援助をつうじた、給食政策等の政府スキームへの援助	(i) について「飢餓・栄養失調の根絶」に該当する。
11	別紙Ⅶが列挙する分野に関する諸研究	それぞれの分野におけるCSR活動に該当する。または、(ii) について「教育水準の向上」に該当する。
12	予防医療または社会的・経済的弱者の救済を目的とした公的保険制度の利用可能性および利便性の向上	状況に応じて、(i) について「医療(予防的措置を含む)の向上」または(iii) について「社会的・経済的弱者の不公平を軽減する手段の確立」に該当する。
13	スラム街の再開発または経済的弱者層(EWS)住宅の建設	(iii) について「社会的・経済的弱者の不公平を軽減する手段の確立」に該当する。
14	再生可能エネルギープロジェクト	(iv) について「環境サステナビリティ」、「生態系バランスの確保」、「天然資源保護」に該当する。

(MCA 2014a, Annexureを加筆修正)

表2 会社法第198条にいう「純利益」の算定

	金額
損益計算書の税引前利益(PBT as per profit and loss account)	×××
第2項による加算(credit to be provided)	×××
第4項による減算(permissible deductions)	(×××)
第198条にいう「純利益」(net profit as per section 198)	×××

(Ernst & Young 2013, p. 6をもとに筆者作成)

第2項に列挙された加算項目と第4項に列挙された減算項目を調整することによって算定する。

ちなみに、第198条第2項ないし第5項に列挙された諸項目は、次頁の表3のとおりである。

加えて、会社法第135条の適用に際し、①在外支店が獲得した利益と、②第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金²²⁾は、第198条にいう「純利益」から除外する(CSR規則第2条第1項(f)(i)(ii))。したがって、第135条にいう「純利益」は、最終的に次々頁の表4のとおり算定する。

なお、次頁の表3にも明示されているが、会社法第198条第5項(a)は、「純利益」の算定上、所得税額の控除を認めておらず、第135条にいう「純利益」は税引前の額となる(2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 4)。

2.6.2 CSR支出の範囲

CSR支出(CSR expenditure)は、公益を目的とする会社、登録基金、Registered Societyへの支出・寄付額と、CSR委員会の具申を受けて取締役会が承認したCSR活動に関連するすべての支出を含む。会社法別紙Ⅶが列挙する諸活動(2014年6月18日付通達第1号による例示を含む)とは無関係の活動に伴う支出は、CSR支出に該当しない(CSR規則第7条および2016年1月12日付通達第

1号FAQ No. 5)。いいかえれば、CSR支出は、事業支出(business expenditure)に該当しない²³⁾(2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 3)。

CSR規則、2014年6月18日付通達第21号、および2016年1月12日付通達第1号は、CSR支出の範囲の詳細について、それぞれ次のとおり規定・通達している。

- ・インド国内において実施されるCSRプロジェクトまたはプログラムにかかる支出のみが、CSR支出に該当する(CSR規則第4条第4項)。
- ・過去3年以上の活動実績を有する組織をつうじて、自社の従業員のCSR能力を代理組織(公益を目的とする会社等)の従業員の能力と同等の水準とするために要する支出額(一般管理費(administrative overheads)を含む)は、会社の年間CSR支出総額の5%を超えてはならない(CSR規則第4条第6項)。
- ・一度限りのイベントに対する支出は、CSR支出に該当しない(2014年6月18日付通達第21号(ii))。
- ・労働法、土地収用法、見習工法等、他の法の履行に要する費用は、CSR支出に該当しない(2014年6月18日付通達第21号(iii)および2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 7)。

²²⁾ 会社法にいう配当(dividend)は、中間配当(interim dividend)を含む(法第2条第35項)。

²³⁾ ちなみに、これは、所得税法第37条第1項によっても裏づけられる(5.1を参照)。

表3 会社法第198条にいう「純利益」の構成要素

<p>第2項(加算調整する項目)(credit to be provided)</p> <ul style="list-style-type: none"> • the bounties and subsidies received from any Government, or any public authority constituted or authorised in this behalf, by any Government, unless and except in so far as the Central Government otherwise directs
<p>第3項(加算調整しない項目)(credit <i>not</i> to be provided)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) profits, by way of premium on shares or debentures of the company, which are issued or sold by the company, unless the company is an investment company as referred to in clause (a) of the Explanation to section 186 (b) profits on sales by the company of forfeited shares (c) profits of a capital nature including profits from the sale of the undertaking or any of the undertakings of the company or of any part thereof (d) profits from the sale of any immovable property or fixed assets of a capital nature comprised in the undertaking or any of the undertakings of the company, unless the business of the company consists, whether wholly or partly, of buying and selling any such property or assets (e) any change in carrying amount of an asset or of a liability recognised in equity reserves including surplus in profit and loss account on measurement of the asset or the liability at fair value (f) any amount representing unrealised gains, notional gains or revaluation of assets
<p>第4項(減算調整する項目)(permissible deductions)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) all the usual working charges (b) directors' remuneration (c) bonus or commission paid or payable to any member of the company's staff, or to any engineer, technician or person employed or engaged by the company, whether on a whole-time or on a part-time basis (d) any tax notified by the Central Government as being in the nature of a tax on excess or abnormal profit (e) any tax on business profits imposed for special reasons or in special circumstances and notified by the Central Government in this behalf (f) interest on debentures issued by the company (g) interest on mortgages executed by the company and on loans and advances secured by a charge on its fixed or floating assets (h) interest on unsecured loans and advances (i) expenses on repairs, whether to immovable or to movable property, provided the repairs are not of a capital nature (j) outgoings inclusive of contributions made under section 181 (k) depreciation to the extent specified in section 123 (l) the excess of expenditure over income, which had arisen in computing the net profits in accordance with this section in any year, in so far as such excess has not been deducted in any subsequent year preceding the year in respect of which the net profits have to be ascertained (m) any compensation or damages to be paid in virtue of any legal liability including a liability arising from a breach of contract (n) any sum paid by way of insurance against the risk of meeting any liability such as is referred to in clause (m) (o) debts considered bad and written off or adjusted during the year of account
<p>第5項(減算調整しない項目)(<i>non</i>-permissible deductions)</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) income-tax and super-tax payable by the company under the Income-tax Act, 1961, or any other tax on the income of the company not falling under clauses (d) and (e) of sub-section (4) (b) any compensation, damages or payments made voluntarily, that is to say, otherwise than in virtue of a liability such as is referred to in clause (m) of sub-section (4) (c) loss of a capital nature including loss on sale of the undertaking or any of the undertakings of the company or of any part thereof not including any excess of the written-down value of any asset which is sold, discarded, demolished or destroyed over its sale proceeds or its scrap value (d) any change in carrying amount of an asset or of a liability recognised in equity reserves including surplus in profit and loss account on measurement of the asset or the liability at fair value

(会社法第198条をもとに筆者作成)

表4 会社法第135条にいう「純利益」の算定

	金額
第198条にいう「純利益」(net profit as per section 198)	×××
CSR規則第2条第1項(f)による減算:	
(i) 在外支店が獲得した利益	(×××)
(ii) 第135条の適用を受ける国内会社から受け取った配当金	(×××)
第135条にいう「純利益」(net profit as per section 135)	×××

(筆者作成)

- ・公益を目的とする会社、登録基金、または Registered Societyが専ら会社法別紙Ⅶと関連を有するCSR活動を実施するために設立されていれば、それらに対する寄付は、CSR支出に該当する(2014年6月18日付通達第21号(viii))。
- ・従業員のプロボノ(Pro bono)の貨幣評価額は、CSR支出に算入しない(2016年1月12日付通達第1号 FAQ No. 23)。

2.6.3 支出額の繰越

直近の3会計年度に獲得した「純利益」額の平均の2%を上回る額をCSR活動に支出した場合、2%を超える部分を次期に繰り越し、次期の要支出額と相殺することはできない(2016年1月12日付通達第1号 FAQ No. 16)。

また、当該年度内に要支出額が未支出となった場合、未支出額を次期に繰り越すことができる。ただし、当該未支出額は、次期の要支出額の算定に影響を及ぼさない(2016年1月12日付通達第1号 FAQ No. 17)。

2.6.4 開示

CSR支出は、損益計算書に関する追加情報として、注記によって開示する(法別紙Ⅲ 損益計算書の作成に関する一般原則5(k))。つまり、会社法上、CSR支出は、他の項目とともに損益計算書の「その他の費用(other expenses)」に計上され²⁴⁾、注記によって詳細が明らかにされる。

2.7 取締役会報告書におけるCSR報告

取締役会報告書においては、次に示す要領によってCSR活動を報告する(CSR規則第8条第1項および別紙)。また、ウェブサイト有する会社については、同内容をウェブサイトにおいても開示する(CSR規則第9条)。

1. CSR方針の概略(プロジェクト・プログラムの概要、CSR方針・プロジェクト・プログラムのウェブリンクを含む)
2. CSR委員会の人員
3. 直近の3会計年度の「純利益」額の平均
4. 要支出額(3の額に2%を乗じた額)
5. 当該会計年度におけるCSR支出の明細
 - (a) 当該会計年度における支出額の総額
 - (b) 未支出額(あれば)
 - (c) 支出額の明細

²⁴⁾ 損益計算書に計上されるCSR費用は、支出ベースの額となる(Guidance Note 34, par. 8)。

6. 直近の3会計年度の「純利益」額の平均の2%相当額の一部または全部を支出しなかった場合には、その理由
7. CSR方針の履行およびモニタリングがCSR方針に準拠していることについて、CSR委員会による報告

なお、5(c)の明細の様式は、表5のとおりである。

2.8 外国会社の取扱い

外国会社 (foreign company) とは、インド国外において設立され、インド国内に拠点を設立して事業を営む会社をいう (法第2条第42項)。外国会社のCSRについては、CSR規則、2014年6月18日付通達第21号、および2016年1月12日付通達第1号において、次のとおり別途規定・通達されている。

- ・「純資産」、「売上高」、および「純利益」は、会社法第198条および外国会社の会計を規定する第381条第1項に基づき作成した貸借対照表および損益計算書に基づき算定する (CSR規則第2条第1項(f) 第二但書および第3条第1項但書)。
- ・CSR委員会は、2名以上の人員をもって構成し、そのうち1名は会社法第380条第1項 (d) に基づきインド国内居住者として登録されている者、その他は外国会社が指名した者から構成される (CSR規則第5条第1項(iii))。
- ・在外親会社がインド国内においてCSR活動を実施することにより生じた支出額については、インド国内の子会社をつうじて支出され、かつ、当該子会社が会社法第135条第1項の要件を充足する場合、当該子会社のCSR支

表5 支出額の明細の様式

(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)
S. No.	CSR project or activity identified	Sector in which the project is covered	Project or programs (1) Local area or other (2) Specify the State and district where projects or programs was undertaken	Amount outlay (budget) project or programs wise	Amount spent on the projects or programs Sub heads: (1) Direct expenditure on projects or programs (2)Overheads	Cumulative Expenditure up to the reporting period	Amount spent: Direct or through implementing agency
1							
2							
3							
	TOTAL						

*代理組織 (implementing agency) の詳細についても言及する。
(CSR規則別紙)

出とする(2014年6月18日付通達第21号(vi))。

- ・会社法第381条第1項(b)に基づき会社登記局に送付する貸借対照表(複写)に、CSR報告に関する別紙を添付する(CSR規則第8条第2項および2016年1月12日付通達第1号FAQ No. 13)。

2.9 罰則

会社法第135条に関する直接的な罰則は存在しないものの、関連する罰則が存在し、その適用を受けることとなる。

2.9.1 会社法第134条

会社法第134条に違反した会社は、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を課される。また、会社法第134条に基づく義務を懈怠した会社の役員は²⁵⁾、個々に3年以下の懲役または(および)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を課される(法第134条第8項)。

したがって、会社法第134条第4項に基づくCSR報告(CSR支出を行わなかった理由の説明を含む)を怠った会社は、5万ルピー以上250万ルピー以下の罰金を課される。また、当該会社の役員は、個々に3年以下の懲役または(および)5万ルピー以上50万ルピー以下の罰金を課される。

2.9.2 会社法第450条

会社法第450条は、会社および役員その他が罰則のない会社法または施行規則規定等に違反した場合、1万ルピー以下の罰金を課としている。

25) ここにいう役員(officer)は、取締役、マネジャー(manager)、主要経営責任者を含む(法第2条第59項)。

26) 特定IFSC公開会社(Specified IFSC Public Company)とは、特別経済区法(SEZ法)および特別経済区規則(SEZ規則)に基づき認可された複数のサービスを提供する国際金融サービスセンター(IFSC)における事業認可を、イ

併せて、違反の継続に応じて、1日当たり1,000ルピー以下の罰金を課としている(法第450条)。

したがって、会社法第135条に違反した会社と当該会社の役員その他全員は、1万ルピー以下の罰金を課される。併せて、違反の継続に応じて、1日当たり1,000ルピー以下の罰金を課される。

2.10 会社法第135条の適用除外または猶予

会社法第135条は、CSR委員会の設置要件(会社法第135条第1項)を3会計年度連続して充足しない会社には適用されない(CSR規則第3条第2項)。

また、特定IFSC公開会社および特定IFSC非公開会社²⁶⁾については、事業を開始して5年を経過するまで、第135条の適用が猶予される(2017年1月4日通達)。

III インド勅許会計士協会 Guidance Note 34 「CSR支出の会計」

3.1 財務諸表におけるCSR支出の認識および測定

3.1.1 未支出額の取扱い

年度内に要支出額の一部または全部を支出しなかった場合、取締役会報告書においてその理由を説明する必要がある(会社法第135条第5項第二但書)。ここで会社法およびCSR規則は、未支出額(不足額)の財務諸表上の取扱いを明確にしていない。

ンド準備銀行(RBI)、インド証券取引委員会(SEBI)、またはインド保険規制開発庁(IRDA)から受けた非上場の公開会社をいう(MCA 2017a, p. 7)。また、特定IFSC非公開会社(Specified IFSC Private Company)とは、SEZ法およびSEZ規則に基づき認可された複数のサービスを提供するIFSCにおける事業認可を、RBI、SEBI、またはIRDAから受けた非公開会社をいう(MCA 2017b, p. 4)。

これについて、会社法の文言上、未支出額については取締役会報告書において開示すれば足りる。したがって、インド勅許会計士協会Guidance Note 34は²⁷⁾、財務諸表上、実際支出額のみを計上すればよいとしている。つまり、損益計算書上、CSR費用は、支出ベースで計上される。また、貸借対照表上、未支出額に相当する負債は計上されない。ただし、すでに未支出分に関するCSR活動に着手して契約上の義務が生じている場合、当該年度に履行した部分に相当する額について引当金²⁸⁾を認識する(par. 8)。

3.1.2 基金への寄付(別紙Ⅶ)またはCSR規則第4条第2項に基づく支出

会社法別紙Ⅶに列挙された基金に寄付を行った場合、寄付相当額を当該年度のCSR費用として損益計算書に計上する(par. 11)。

同様に、CSR規則第4条第2項に基づき、公益を目的とする会社、登録基金、またはRegistered SocietyをつうじてCSR活動を実施する場合、それらに対する支出額を当該年度のCSR費用として損益計算書に計上する(par. 11)。

3.1.3 自社でCSR活動を実施する場合の会計処理

3.1.3.1 資産計上の可否

費用配分との関係において、CSR支出を資産計上することが認められるかが問題となる。これについて、「概念フレームワーク」(AS用)は、資産を「過去の事象の結果として企業が支配する資源であり、それによって将来の経済的便益が企業に流入する

と期待されるもの」と定義²⁹⁾している(ICAI 2000, par. 49 (a))。そうすると、資産の定義を充足するための要件として、次の3つを導出することができる。

- (a) 過去の事象の結果として生じること。
- (b) 企業が支配する資源であること。
- (c) 将来の経済的便益が流入すること。

3つの要件のうち、決定的な要件となるのは、要件(c)である。CSR活動によって生じた「剰余(surplus)」は会社の事業利益ではない(CSR規則第6条第2項)から、「CSR資産」から生じる経済的便益は、会社に流入しない。したがって、要件(c)に照らせば、CSR支出を資産計上する余地はなく、支出時にすべて費用計上することとなる(par. 12)。

3.1.3.2 自社製造の財または用役の提供

自社製造の財または用役を提供することによりCSR活動を実施する場合、財に対する支配を移転したかまたは従業員が用役を提供した時点において、財または用役にかかる支出額をCSR費用として認識する。引き渡した財は、AS第2号「棚卸資産の評価」によって評価を行い、提供した用役は原価によって測定する。また、関連する間接税³⁰⁾は、CSR支出に算入する(par. 13)。

3.1.3.3 補助金

CSR活動を実施するための補助金を受領した場合、補助金相当額をCSR支出から控除する(par. 14)。

27) 以下、本節において、インド勅許会計士協会Guidance Note 34の参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

28) ちなみに、インド基準上(Guidance Note 34はInd ASについて言及していない)、引当金(provision)は負債である。AS第29号「引当金、偶発負債、および偶発資産」は、引当金を「相当程度の見積りを行うことによるのみ測定可能な負債」と定義している(AS 29, par. 10.1)。

29) つまり、IASBの「2010年(1989年)概念フレームワーク」の資産の定義と同一の文言である。

30) 関税(customs duty)、物品税(excise duty)、サービス税(service tax)、中央売上税(central sales tax)、付加価値税(VAT)、入域税(entry tax)、印紙税(stamp duty)等が間接税に該当する。

3.1.4 CSR活動によって生じる剰余の取扱い

CSR規則第6条第2項にいう「剰余」は、CSR活動によって生じる収益額と支出(費用)額との差額をいう。「概念フレームワーク」(AS用)は、収益を「資産の流入もしくは増加または負債の減少によって、持分の増加(出資者による拠出を除く)をもたらす、1会計期間における経済的便益の増加」(ICAI 2000, par. 69)と定義している。CSR活動によって生じる「剰余」は、出資者との取引によって生じるものではないから、収益の定義を充足し、損益計算書に計上する必要がある(par. 15)。そうすると、CSR活動によって生じた「剰余」が損益計算書に計上されることとなる。もっとも、CSR活動によって生じた「剰余」は、会社の事業利益ではない(CSR規則第6条第2項)。そこで、Guidance Note 34は、「剰余」相当額について、貸借対照表に負債を貸方計上するとともに、損益計算書において損益を借方計上(つまり、費用計上)するよう規定している(par. 15)。

かかる会計処理の意義について、確認しよう。例えば、CSR支出(=CSR費用)が1,000ルピー、CSR収益が1,200ルピー発生した場合、それぞれ次のとおり処理を行う。

Dr. CSR費用 1,000
Cr. 現金預金 1,000
Dr. 現金預金 1,200
Cr. CSR収益 1,200

この段階においては、損益計算書上、CSR活動に伴う「剰余」が200ルピー発生する。Guidance

Note 34は、この200ルピーについて、次のとおり処理するよう規定している。

Dr. CSR費用 200
Cr. CSR負債 200

CSR活動に伴う「剰余」に相当する200ルピーをCSR費用として新たに借方計上することにより、損益計算書上、CSR活動によって生じる「剰余」はゼロとなる。したがって、「剰余」200ルピーは、会社法第135条にいう「純利益」額の算定に影響を及ぼさない。また、CSR費用200ルピーは現金支出を伴わないから、200ルピー分の内部留保が生じる。そして、CSR負債200ルピーを貸方計上することにより、CSR活動によって生じる「剰余」の用途が拘束され、近い将来、当該留保がCSR活動に確実に再投資されるしくみとなっている。

3.2 財務諸表における表示および開示

会社法上、CSR支出は、損益計算書に関する追加情報として、注記によって開示する(2.6.4参照)。これについて、Guidance Note 34は、損益計算書上、CSR支出を「CSR支出(CSR expenditure)」として独立表示し、注記によってその明細を開示することがのぞましいとしている(par. 16)。

また、CSR支出について、次の注記を行う(par. 17)。なお、(a)および(b)については、適用可能であれば、キャッシュフロー計算書に対する注記においても開示する。

- (a) 当該会計年度における要支出額の総額
- (b) 当該会計年度における支出額の明細

- (c) 関連当事者取引（例えば、会社が設立した基金への寄付）
- (d) 未支出額に対する引当金を計上した場合（par. 8）、会社法別紙Ⅲに基づく注記を行うとともに、当該年度における変動についても別途開示する。

なお、(b) の明細の様式は、表6のとおりである。

Ⅲ インド原価会計士協会 Guidance Note 「CSR費用の取扱い」

4.1 基本的な考え方

CSR規則（第4条第1項、第6条第1項、第6条第2項）および所得税法（第37条第1項）（5.1を参照）より、CSR活動によって生じた費用³¹⁾は、通常の事業活動から生じたものではない。また、CSR活動によって生じた収益（income）・剰余（surplus）は、会社の事業利益の構成要素ではない。

これに基づき、インド原価会計士協会 Guidance Noteは³²⁾、原価計算書（Cost Statement）上、CSR活動によって生じた費用および収益（剰余）を非原価項目として取り扱い、利益調整表（Profit Reconciliation Statement）に反映³³⁾することとしている（pars. 19, 22, 23, and 39）。

4.2 具体的な取扱い

Guidance Noteは、上述の基本的な考え方に即して、次のとおり、CSR活動によって生じた費用（CSR費用）の具体的な取扱いを明確にしている。

- ・ 自社製造の財または用役を提供することによりCSR活動を実施する場合、財の引渡しまたは用役の提供に伴い発生した実際原価（間接税額を含む）は、非原価項目として取り扱う（par. 24）。
- ・ 公益を目的とする会社、登録基金、Registered SocietyをつうじてCSR活動を実施する場合、それらに対する支出額は非原価項目として取り扱う（par. 25）。
- ・ 未支出額についても、非原価項目として取り扱う（par. 29）。
- ・ 直近の3会計年度に獲得した「純利益」額の平均の2%を上回る支出額についても、非原価項目として取り扱う（par. 31）。
- ・ 資産計上を認められず、費用計上した支出額についても、非原価項目として取り扱う（pars. 36 and 41）。

また、Guidance Noteは、CSR委員会の設置要件を充足しなくとも、事実上のCSR活動にかかる費用および収益については、それらを非原価項目に分類し、利益調整表に反映するとしている（par. 38）。

表6 支出額の明細の様式

		In cash	Yet to be paid in cash	Total
(i)	Construction/acquisition of any asset			
(ii)	On purposes other than (i) above			

(Guidance Note 34, par. 17)

31) ここにいう費用は、支出を伴うものである。

32) 以下、本節において、インド原価会計士協会Guidance Noteの参照箇所は、パラグラフ番号のみ表記する。

33) 利益調整表は、原価計算書の「利益額」を損益計算書の「利益額」に修正することを目的とする計算書である。

4.3 原価計算書における表示および開示

Guidance Noteは、CSR費用およびCSR収益の原価計算書(および利益調整表)における表示および開示について、次のとおり規定している(par. 42)。

- ・直近の3会計年度に獲得した「純利益」額の平均の2%を上回るかを問わず、CSR活動によって生じたすべての費用を非原価項目として取り扱い、利益調整表上、独立項目として表示する。
- ・CSR活動によって生じたすべての収益を非原価項目として取り扱い、利益調整表上、独立項目として表示する。
- ・会社法第135号が定めるCSR活動に該当しない活動によって生じた費用または収益についても、総勘定元帳上、CSR活動関連の費用または収益の勘定に集計していれば、非原価項目として取り扱い、利益調整表上、独立項目として表示する。
- ・関連当事者取引(例えば、会社が設立した基金への寄付)があれば、それに関するCSRプロジェクト、プログラム、および活動の詳細についても開示する。

V 所得税法

5.1 基本的な考え方

税務上、事業所得(profits and gains of business or profession)からCSR支出を控除すること、つまり、損金算入が認められるかが、最大に関心事となろう。

これについて、所得税法は、専らかつ排他的に事業と関連を有する支出額(第30項ないし第36項

に列挙されたもの、資本的支出または私的支出を除く³⁴⁾について、事業所得からの控除を認めている(法第37条第1項)。つまり、「事業との関連」が、損金算入の可否を決定する重要な判定基準となるわけである。そして、所得税法は、会社法第135条に定められたCSR活動に関連する支出が事業と関連を有しないと明記³⁵⁾している(法第37条第1項Explanation 2)。つまり、CSR活動は事業と関連を有しないから、CSR支出の損金算入を認めないというのが、所得税法の基本的な考え方である。

5.2 損金算入の可能性

もともと、制度上、CSR支出を損金算入することがまったく認められないわけではない。「ハイレベル委員会報告書」(MCA 2015)は、会社法別紙Ⅶに列挙された諸活動について、次頁の表7に示すとおり、所得税法の該当規定に即して、支出額または寄付額の一部または全部について事業所得からの控除が認められる可能性があることを指摘している。

表7からも明らかとなっており、会社法別紙Ⅶに列挙された諸活動のうち、(xi) スラム街の開発を除くすべてにおいて、何らかのかたちで損金算入が認められる。また、なかには、「加重控除(weighted deduction)」の対象となる項目もある。

【付記】

本稿は、日本私立学校振興・共済事業団「2019年度学術研究振興資金(The Science Research Promotion Fund)」による研究成果の一部である(研究課題:アジアにおける女性の経済・政治活動への参加拡大とそのインパクト)。

34) さらには、違法行為に関連する支出も除く(第37条第1項Explanation 1)。

35) 厳密には、2014年財政法第13条によって明確にされた。

表7 会社法別紙Ⅶと所得税法との照合

別紙Ⅶ	所得税法	控除額
(i)	第35条AC(Expenditure on eligible projects or schemes) ・国家委員会 ¹ の認可を受けた社会・経済的福祉を推進するかまたは社会を向上するために適切なプロジェクトやスキームを実施する国営企業、地方自治体、地方施設に対する支出額(プロジェクトやスキームへの直接的な支出額)は、控除が認められる。	100%
	第35条CCA(Expenditure by way of payment to associations and institutions for carrying out rural development programmes) ・中央政府が設立したNational Urban Poverty Eradication Fundへの支出は、控除が認められる。	100%
	第80条G(Deduction in respect of donations to certain funds, charitable institutions, etc.) ・州政府が設立した貧困層に対する医療扶助を目的とした基金への寄付は、控除が認められる。 ・National Blood Transfusion Council ² またはState Blood Transfusion Councilへの寄付は、控除が認められる。 ・National Illness Assistance Fund ³ への寄付は、控除が認められる。	100%
(ii)	第35条AC→(i)を参照。	100%
	第35条CCD(Expenditure on skill development project) ・中央直接税委員会(CBDT)が通達した能力開発プロジェクトに対する支出は、加重控除が認められる。	150%
	第80条G ・National Children's Fundへの寄付は、控除が認められる。 ・Zila Saksharta Samiti(地区識字協会)への寄付は、控除が認められる。 ・卓越した大学その他の教育機関への寄付は、控除が認められる。 ・自閉症、脳性麻痺、知的障がい、および重複障がい者の福祉の信託に関する法第3条第1項に基づき設立された信託への寄付は、控除が認められる。 ・中央政府が設立した技術開発・応用基金への寄付は、控除が認められる。	100%
(iii)	第35条AC→(i)を参照。	100%
(iv)	第35条CCC(Expenditure on agricultural extension project) ・CBDTが通達した農業普及プロジェクトに対する支出は、加重控除が認められる。	150%
(v)	第80条G ・歴史的・芸術的重要性を有するか、一般大衆が信仰を寄せる場所であるか、または名声を有する場所となっていることを中央政府が通達した、寺、モスク、gurdwara(グルドワラ)、教会等の修理・改築のための寄付は、一部控除が認められる。	50%
	第80条G ・中央政府が設立したNational Culture Fund(文化基金) ⁴ への寄付は、控除が認められる。	100%
(vi)	第80条G ・インド軍が設立したArmy Central Welfare Fund ⁵ 、Indian Naval Benevolent Fund ⁶ 、Air Force Central Fundへの寄付は、控除が認められる。	100%
(vii)	第80条G ・インドオリンピック協会その他の国内スポーツ組織への寄付は、控除が認められる。 ・中央政府が設立したNational Sports(Development) Fund ⁷ への寄付は、控除が認められる。	100%
(viii)	第80条G ・PMNRFおよびNational Foundation for Communal Harmony(インドコミュニティ調和基金) ⁸ への寄付は、控除が認められる。	100%
	第80条G ・第10条第26項BBによって明確にされているマイノリティコミュニティの権利を主張すべく中央政府または州政府が設立した団体への寄付は、一部控除が認められる。	50%
(ix)	第35条第1項(ii)(Expenditure on scientific research) ・科学研究を実施する研究機関、大学その他の機関に対する支出は、加重控除が認められる。	175%
	第35条第1項(iii) ・社会科学または統計調査を実施する研究機関、大学その他の機関に対する支出は、加重控除が認められる。	125%
(x)	第35条CCA ・農村開発プロジェクトを実施する諸団体、農村開発プロジェクトの実施に必要な人材を養成する諸団体、中央政府が設立した農村開発のための基金に対する支出は、控除が認められる。	100%
(xi)	該当規定なし	—

1 <https://dor.gov.in/tax/national-committee-promotion-social-and-economic-welfare>2 <http://naco.gov.in/national-blood-transfusion-council-nbtc-0>3 <http://lakdirhealth.nic.in/illnessassistancefund.htm>4 <http://ncf.nic.in/>5 <https://indianarmy.nic.in/Site/FormTemplete/frmTempSimple.aspx?MnId=xVHh5mDXBlCHwhnspax9YA==&ParentID=ROMQod4BbzxxjXwO+3FCxw==&flag=kzbVF+6tvSIDx5SVx2EstQ==>6 <https://www.indiannavy.nic.in/inba>7 <https://yas.nic.in/sports/national-sports-development-fund-0>8 nfch.nic.in/

(MCA 2015, Annexure Vを加筆修正)

参考文献

- ◎ Bombay Chamber of Commerce and Industry(BCCI). 2018. *Legal Compliances in CSR: Section 135, Schedule VII and CSR Rules*.
- ◎ Ernst & Young 2013. *Corporate Social Responsibility (CSR): Opportunities and Challenges—Tax Perspective*.
- ◎ Income Tax Department. 2014. *Finance Act, 2014*.
- ◎ ————. 2019. *Income-Tax Act, 1961-2019*. Viewed through <https://www.incometaxindia.gov.in/Pages/acts/income-tax-act.aspx>
- ◎ KPMG. 2015. *The ICAI Issues a Guidance Note on Accounting for Expenditure on Corporate Social Responsibility (CSR) Activities*. First Notes.
- ◎ Ministry of Corporate Affairs(MCA). 2014a. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 21/2014.
- ◎ ————. 2014b. *Clarifications with Regard to Provisions of Corporate Social Responsibility (CSR) under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 36/2014.
- ◎ ————. 2015. *Report of the High Level Committee to Suggest Measures for Improved Monitoring of the Implementation of Corporate Social Responsibility Policies*.
- ◎ ————. 2016a. *Report of the Companies Law Committee*.
- ◎ ————. 2016b. *Frequently Asked Questions(FAQs) with Regard to Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act, 2013*. General Circular No. 01/2016.
- ◎ ————. 2017a. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 08(E).
- ◎ ————. 2017b. *Notification Dated 4th January, 2017*. G.S.R. 09(E).
- ◎ ————. 2018. *Report of the Legal Sub Committee on Corporate Social Responsibility*.
- ◎ ————. 2019a. *Companies Act, 2013*. Viewed through eBook Companies Act, 2013(<http://ebook.mca.gov.in/default.aspx>).
- ◎ ————. 2019b. *Companies(Corporate Social Responsibility Policy)Rules, 2014*. Viewed through eBook Companies Act, 2013.
- ◎ ————. 2019c. *Chapter XI The Companies (Appointment and Qualifications of Directors) Rules, 2014*. Viewed through eBook Companies Act, 2013.
- ◎ SKP. 2015. *An Insight into Corporate Social Responsibility Rules in India*.
- ◎ The Institute of Chartered Accountants of India(ICAI). 2000. *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements*.
- ◎ ————. 2015a. *Frequently Asked Questions on the Provisions of Corporate Social Responsibility under Section 135 of the Companies Act 2013 and Rules Thereon*.
- ◎ ————. 2015b. *Guidance Note on Accounting for Expenditure on Corporate Social Responsibility Activities*. GN(A)34.
- ◎ ————. 2016. *Provisions, Contingent Liabilities and Contingent Assets*. AS 29.
- ◎ The Institute of Cost Accountants of India. 2016. *Guidance Note on Treatment of Costs Relating to Corporate Social Responsibility(CSR)Activities*.
- ◎ 新日本有限責任監査法人. 2017. 『インドの会計・税務・法務Q&A』第3版. 税務経理協会.
- ◎ 鈴木智英. 2018. 「『一行』で短期利益最大化行動を修正する：インドの社会的責任会計『革命』」『学術の動向』23(6) : pp. 52-55.
- ◎ 播摩洋平. 2014a. 「インド新会社法の概略について(上)」『国際商事法務』42(2) : pp. 181-193.
- ◎ ————. 2014b. 「インド新会社法の概略について(下)」『国際商事法務』42(3) : pp. 377-388.
- ◎ KPMG/あずさ監査法人インド事業室編. 2016. 『インドの投資・会計・税務ガイドブック』第3版. 中央経済社.

Mandatory CSR in India

Acts and Accounting Guidance as of 1/4/2019

Naoyuki Akatsuka

The aim of this paper is to introduce details of the Acts and Accounting Guidance for Mandatory CSR in India.

Section 135 (1) of the Companies Act, 2013 obligates companies with a net worth of rupees five hundred crore or more, a turnover of rupees one thousand crore or more, or a net profit of rupees five crore or more during the immediately preceding financial year to constitute a Corporate Social Responsibility Committee. Section 135 (5) of the Act obligates the board of directors to spend, in every financial year, at least 2 percent of the company's average net profit earned during the three immediately preceding financial years for CSR activities. This paper looks at section 135 and referred sections of the Companies Act, 2013 and the Companies (Corporate Social Responsibility Policy) Rules, 2014 as of 1/4/2019 in detail.

The paper also introduces the Guidance Note on accounting for expenditures on CSR activities issued by the Institute of Chartered Accountants of India and the Guidance Note on treatment of costs relating to CSR activities issued by the Institute of Cost Accountants of India, respectively.

Moreover, the paper details section 37 of the Income Tax Act, 1961 as of 1/4/2019 which clarifies that any expenditure incurred by an assessee for activities relating to corporate social

responsibility referred to in section 135 of the Companies Act, 2013 shall not be deemed an expenditure incurred by the assessee for business or professional purposes.

